

岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 物価高騰の影響を受けている市内の高齢者・障害者施設等(以下「各施設」という。)における光熱水費等の経費削減による経営改善を図るため、各施設で使用する設備・機器を更新し、省エネルギー性能の向上を図るために必要な経費に対し、予算の範囲内において岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(対象施設・事業所)

第2条 補助金の対象となる施設・事業所(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす対象施設とする。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定されている対象施設であること。
- (2) 別表第1に掲げる施設種別に該当すること。
- (3) 令和8年10月1日時点で岡山市内において事業を行っており、かつ、申請時点で事業を継続していること。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号いずれにも該当する事業とする。

- (1) 対象施設で使用する入所者及び利用者へのサービス提供等に必要な設備・機器を更新し、省エネルギー性能の向上を図るもの
 - (2) 更新前と比較し、設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する事業は補助の対象としない。
- (1) 第2条に規定する対象施設以外の施設に設置する省エネ設備・機器を導入するもの
 - (2) 設備・機器1台(LED照明設備の場合は一式)ごとの本体価格が、5万円未満(消費税及び地方消費税を除く。)のもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、第2条に規定する対象施設を設置・運営する法人(社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療生活協同組合に限る。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者としない。

- (1) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消を受け、当該取消の日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないとき。
- (2) 法人が、暴力団（岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る対象施設を管理する者が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 市税を滞納しているとき。

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象外とする。

- (1) 交付決定前に当該補助対象機器等の導入に係る契約を締結しているもの
- (2) 既存機器等の処分に係る費用
- (3) レンタル又はリースする場合の費用
- (4) 公租公課（消費税及び地方消費税）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象施設ごとに、第5条の補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てた額）とし、別表第2に定める補助上限額を限度とする。ただし、当該額が同表に定める補助下限額未満の場合は、補助金を交付しない。

（交付の申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則及びこの要綱に定める

条項の適用を受けることについて同意をした上で、第2条に定める対象施設ごとに、補助金等交付申請書（様式第1号）を、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の経費を証明する書類（見積書）の写し
- (2) 補助対象経費に係る支出の内容に係る内訳明細書の写し
- (3) 設備・機器比較証明書（様式第2号）（設備・機器メーカー又は納入業者が省エネルギー性能を証する書面。ただし、蛍光灯からLED照明設備へ更新する場合を除く。）
- (4) 更新（入替）前の設備・機器の写真（型番、設置状況等が分かるもの）
- (5) 市税の滞納無証明書
- (6) 本補助金の振込先として指定する口座の預金通帳の写し（表紙と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

（補助金の交付の制限）

第8条 補助金の交付は、同一施設又は事業所において1回に限り受けることができる。

2 他の補助金等の制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

（交付の条件）

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて第1号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) この補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了

後5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(決定の通知)

第10条 市長は、第7条第1項の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の計画を変更（次項に定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・中止（廃止）申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の合計について、20%を超える増減がある場合

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる変更は認めないものとする。

(1) 補助金額の増額を伴う変更

(2) 使用用途の異なる設備・機器への変更

(3) 更新（入替）前の設備・機器の変更

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に対象施設に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の調査により、この要綱に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを指示することができる。

3 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に順守しなければならない。

(状況報告並びに着手及び完了届の免除)

第13条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第14条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、市長が定める日までに、補助事業等実績報告書（様式第4号）に次の各号に定める書類を添付して報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る納品書の写し
- (2) 補助対象経費の支払い状況が明らかになる書類（請求書・領収書）
- (3) 補助対象経費の支払い内容に係る内訳明細書の写し
- (4) 補助対象設備・機器等の設置状況が確認できる写真

2 規則第16条第1項第1号の書類の提出は要しない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止したとき
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金をその他の用途に使用したとき
- (4) 前各号のほか、補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表第 1

施設種別	特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護医療院，認知症対応型共同生活介護事業所，短期入所生活介護事業所，短期入所療養介護事業所，特定施設（養護老人ホーム，軽費老人ホームを除く），施設入所支援事業所，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設（療養介護），短期入所事業所，宿泊型自立訓練事業所，共同生活援助事業所，福祉ホーム，救護施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム
------	---

別表第 2

区分（定員規模）	補助上限額	補助下限額
定員 30 人以上の対象施設	2,000,000 円	150,000 円
定員 30 人未満の対象施設	1,000,000 円	100,000 円

(様式第 1 号)

様式第 1 号

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

補助事業者
住所又は所在地
法人 ・ 団体名
及び代表者氏名
施設 ・ 事業所名

1. 岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	令和 8 年度	補助金等の名称	岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金
補助事業等の経費所要額	円		
補助金額	円		
補助事業等の着手年月日 及び完了年月日（予定）	着 手 令和 年 月 日 完 了 令和 年 月 日		
添付書類	1 見積書及び補助対象経費に係る支出の内容にかかる内訳 明細書の写し 2 設備・機器比較証明書 3 更新（入替）前の設備・機器の写真 4 市税の滞納無証明書		
※ 担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

2. 振込先金融機関名等（ゆうちょ銀行の場合は記号と番号）

金融機関名	農協・銀行 組合・金庫	支 店 名	店 所
預 金 種 類	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ -----		

交付決定された場合、上記の口座に振り込みます。なお、現金交付は行いません。

(様式第 2 号)

(様式第 2 号)

令和 年 月 日

設備・機器 比較証明書

岡山市長 大森 雅夫 様

(設備・機器メーカー又は納入業者等)

住 所

名 称

代表者職名

代表者氏名

㊞

岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金に申請する下記設備・機器について、既存の設備・機器と比較して、省エネ効果は5%以上あると判断したことを証明します。

なお、省エネ又は高効率効果の計算根拠資料の提出を求められた場合は、責任をもって提出、説明することに応じます。

記

1 申請者情報

補助金申請事業者名 (法人:法人名、個人:代表者名又は屋号)	
設備・機器の設置場所住所	

2 設備・機器情報

※複数台の場合は記載例をご確認の上、入力してください。

	既 存 設 備	導入予定設備
メーカー等		
設備・機器の名称		
型番又は型式		
製造年		
台数		
取得予定価格		
比較項目 ※	既 存 設 備	導入予定設備
	(A)合計 (複数台の場合は、内訳を入力してください。)	(B)合計 (複数台の場合は、内訳を入力してください。)

※ 上記に該当する比較項目を選択してください。該当しない場合は、担当課へご相談ください。
既存設備と導入予定設備の動力が異なる場合は、どちらかの動力に統一して記入してください。
例)既存設備は電力、更新予定設備はガスで稼働する場合、ガスの使用量を電力換算する。
使用水量や発熱量、電気・ガス代等の金額による比較は認められません。
既存設備と導入予定設備の性能等が記載されているカタログ等をもとに記入ください。
既存設備が古くカタログ等が入手できない場合は、可能な限りインターネット等で情報収集し、記入ください。

3 次の計算式に記入してください。

	上記比較項目エネルギー量 A 又は B	台数 C	A×C又はB×C
既存設備	(A)	1式	(D)
導入予定設備	(B)	1式	(E)
省エネ等効果	$(D-E) \div D \times 100 =$		
			% ≥5%

(様式第 3 号)

様式第 3 号

補助金等交付決定通知書

岡山市指令 第 号

申請人

住所又は所在地
法人 ・ 団体名
及び代表者氏名
施設 ・ 事業所名

令和 年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫

補助年度	令和 8 年度	補助金等の名称	岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新 緊急支援事業補助金
補助対象金額（率）			
交付金額		円	
交付予定時期			
交付条件		1 補助事業等の内容、経費等の配分又は執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。	

注 上記交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 20 日以内に文書で申請の取り下げをすること。

(様式第 4 号)

様式第 4 号

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

補助事業者
住所又は所在地
法人 ・ 団体名
及び代表者氏名
施設 ・ 事業所名

岡山市高齢者・障害者施設省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、
次のとおり報告します。

指令年月日	令和 年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
補助年度	令和 8 年度	補助金等の 名称	岡山市高齢者・障害者施設省エネ機 器更新緊急支援事業補助金
着手年月日	令和 年 月 日	完了年月日	令和 年 月 日
補助金等の交付決定通知額		円	
補助金等の既交付額		円	
補助事業等の経費精算額		円	
添付書類 1 補助対象経費に係る納品書の写し 2 補助対象経費の支払い状況が明らか なる書類（請求書・領収書） 3 補助対象経費の支払い内容にかかる内 訳明細書の写し 4 補助対象設備・機器等の設置状況が確 認できる写真		※ 報告事項審査結果（担当課）	

注 ※印の欄は記入しないこと。